

前橋市地域クラブ 芳賀ベースボールクラブ 活動規約

1【目的】

当クラブは、中学校の部活動地域以降に伴い、子供たちの活動意欲を満たすとともに、野球を十分に行える機会の確保と野球を通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

2【名称】

当クラブは、「前橋市地域クラブ 芳賀ベースボールクラブ」と称する。

3【事業】

当クラブは、前条の目的のために次の事業を行う。

- (1) 休日の野球練習や対外試合の実施
- (2) 中体連主催の大会協力
- (3) その他の大会への参加、引率
- (3) 他、本クラブ目的達成のために必要な事業

4【クラブ員】

- (1) 当クラブは、軟式野球競技を希望する、市内外中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。ただし、小学生の体験入部も認める。
- (2) 当クラブの入会は、入会者本人とその保護者の連名及び捺印による同意書並びに誓約書の提出をもって行う。
- (3) クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名により退会届を提出する。
- (4) 芳賀中学校学区外からの入会は、原則として保護者が活動場所への送迎可能な場合とする。

5【役員】

当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

- ・代表者（1名）・・・・・・クラブを代表する責任者であり、代表者として必要な対外業務にあたる
 - ・指導者（監督・コーチ）・・技術指導をはじめ練習計画の制作など、活動の全体指導を行う
 - ・連絡責任者（代表）・・・・・・クラブを監督し、活動場所や大会などの連絡調整を行う
 - ・会計・・・・・・クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払、活動に必要な用具や備品類等の購入を行う
 - ・保護者会長（代表）・・・・・・クラブの監事監査、保護者会の意見の集約等を行う
- 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

6【運営】

- (1) クラブ運営に関する経費は、会費、寄付、および必要に応じた徴収をもって充当する。
- (2) クラブ会計期間は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

7【総会】

総会は役員、クラブ員、保護者全員の参加を原則とする。ただし、総会は委任状提出者を含め、参加対象者の過半数をもって成立する。

- (2) 毎年4月に総会を行う。ただし、代表が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
- (3) 総会は地祇の事項を承認及び議決する。
 - ・クラブ基本理念
 - ・代表者、監督、コーチ等の役員の選任及び中学生キャプテン、学年代表の選任・承認
 - ・活動報告及び会計報告
 - ・活動計画及び予算案
 - ・その他審議事項

8【活動場所】

当クラブの活動拠点は「芳賀中学校 グラウンド」とする。

9【活動日時】

当クラブの活動は、次の通りとする。

- (1) 活動時間については、原則前橋市部活動指針に則り、土日どちらか3時間を目安とする。
また、大会等のスケジュールの都合上、活動時間が変更される場合もある。
- (2) 警戒発令時は原則行わない。
- (3) 夏休み、冬休み期間中は各1週間程度のオフシーズンを設ける。

10【会費】

- (1) 当クラブの会費はひとり月1000円とし、月初めの活動日に会計が徴収する。
- (2) 大会の遠征費や備品等の購入について必要な時は別途徴収する。

11【傷害保険】

当クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に加入する。保険料は、会費をもってそれに充てる。ただし、個人で加入している保険が適用される場合にはこの限りではない。

12【事故対応】

当クラブの活動に際しては、諸規定を遵守し、指導者の指示に従い自己の責任において活動する。当クラブの活動中に事故や怪我が発生した場合は、指導者は受傷者への対応を優先するとともに、早急に当該部員保護者へ連絡する。

13【補償】

クラブ員の事故の補償は、加入する保険の賠償範囲内で対応するものとし、当クラブ及び指導者に対し損害賠償を請求できないものとする。

14【研修】

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は年間最低1回は自治体や協会、スポーツ少年団体等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

15【その他】

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

【附則】本規約は、令和7年4月1日より施行する。